

燃やさないごみの選別・資源化業務委託（単価） プロポーザル募集要項

1 事業の概要

(1) 件名

燃やさないごみの選別・資源化業務委託（単価）

(2) 業務内容

「燃やさないごみの選別・資源化業務委託（単価）仕様書（案）」（別紙）参照

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 提案限度金額

提案限度金額：115,000千円（税込）

【参考】

令和8年度予定数量：選別数量	966,000kg
資源化数量	
資源化可能物	882,000kg
小型充電式電池内蔵小型家電	30,000kg
小型充電式電池及びモバイルバッテリー	6,000kg

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている法人であること。また、参加資格の基準日は「プロポーザル参加申込書」（様式1）の申込日とし、申込後、委託契約締結までの間に参加資格を喪失した者は、当該資格を喪失した時点で申込を無効とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準(平成10年2月20日付9台総経第170号)による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日付23台総経第645号)による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 過去5年間で地方公共団体が実施する清掃事業において排出される、廃棄物及び資源の処理委託実績があること。
- (8) 区が運搬する燃やさないごみを、自らの保有する処理施設において、計量、処理等を行うことができる予定であること。なお、処理施設は、台東区松が谷3丁目1番1号から受け入れ施設までの走行距離が原則15km以内に所在する施設とする。

3 実施予定スケジュール

内容	日程
募集要項の公表	令和7年8月29日(金)から9月25日(木)まで
参加申込書の提出	令和7年9月25日(木)までの土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで
質問の受付	令和7年8月29日(金)から9月12日(金)まで
質問の回答	令和7年9月19日(金)まで
企画提案書等の提出	令和7年9月26日(金)から10月9日(木)までの土・日を除く午前9時から午後4時まで
第一次審査（書類審査）	令和7年10月10日(金)から10月23日(木)まで
第一次審査結果及び第二次審査（プレゼンテーション）の通知	令和7年10月23日(木)まで
現地確認（施設の確認）	令和7年10月24日(金)から11月7日(金)まで
第二次審査	令和7年11月10日(月)午後
プロポーザル評価結果通知・公表	令和7年11月13日(木)以降
契約内容の調整、仕様の決定、見積書の提出	令和7年11月13日(木)以降
契約締結	令和8年4月

4 応募方法・提出書類

本プロポーザル募集に係る様式は台東区ホームページ上に掲載する。参加事業者は、必要に応じてダウンロードすること。

< プロポーザル参加申込書等の提出 >

（1）提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③会社概要（様式3）

※東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札資格審査受付票を添付すること。なお、競争入札参加資格を有しないものについては、会社概要（様式3）に記載されている書類を添付すること。

（2）提出先

清掃リサイクル課

（3）提出方法

清掃リサイクル課へ直接持参すること。電子メール、FAXでの提出は認めない。

（4）提出期間

公表日から9月25日（木）まで

なお、提出期間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

<質問の受付>

本案件（本要項、仕様書、提案書作成要領等）に関する質問は、次のとおり行うこと。

（１）提出書類

①質問書（様式４）

（２）提出先

清掃リサイクル課

メール送付先：seisou@city.taito.tokyo.jp

（３）受付方法

清掃リサイクル課へ電子メールにより、質問書を提出すること。

なお、電話、FAXでの質問は受け付けない。

（４）受付期間

令和７年８月２９日（金）から令和７年９月１２日（金）まで

（５）回答方法

令和７年９月１９日（金）までに電子メールにより回答を行う。なお、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、区ホームページにて回答書を公開する。

<提案書の提出>

プロポーザル参加申し込みを行った者は、「提案書作成要領」（別紙）を参照の上、以下の通り、提案書その他の書類を作成し、提出すること。

（１）提出書類

①鑑文（様式５）

②同種業務実績書（様式６）

③業務の実施体制（様式７）

④企画提案書（様式自由）

⑤処理フロー図（様式自由）

⑥資源化可能品目分類表（様式８）

⑦業務の工程計画（実施スケジュール）（様式自由）

⑧見積書（様式自由）

⑨処理施設が自社施設であることが判断できる登記簿謄本又は許可証等

（２）提出先

清掃リサイクル課

（３）提出方法

事務局まで事前に連絡の上、清掃リサイクル課へ直接提出すること。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。また提出形式は紙媒体の他、電子ファイル（CD-ROM）を提出すること。データの形式はワード又はPDF形式とする。

(4) 提出期間

令和7年9月26日(金)から10月9日(木)まで

なお、提出期間は、土曜日・日曜日を除く午前9時から午後4時までとする。

5 審査及び選定

(1) 選定委員会

台東区が設置する「台東区燃やさないごみ選別・資源化処理業務委託事業者選定委員会」(以下、「委員会」という。)において次の審査会を実施し、優先交渉権者を決定する。

(2) 審査方法

(一次審査について)

一次審査は書類審査とする。委員会において提出書類を審査し、二次審査の対象となる上位5者を選定する。

なお、一次審査の結果通知は、令和7年10月23日(木)までに電子メール及び郵送にて「一次審査の結果通知書」を送付する。

(二次審査について)

二次審査はプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。予定時間は各社プレゼンテーション約15分、ヒアリング約20分程度とする。なお、審査は非公開とする。

なお、会場に入室できるのは説明員を含め3名以内とするが、契約締結後に業務責任者になる予定の者は必ず参加すること。

(3) 現地確認

搬入先となる処理施設については事前に事務局により現地確認を行う。

(4) 審査事項

委員会は提案内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの状況について次の審査項目を評価、採点し、最高得点を得た事業者を優先交渉権者と選定する。

【審査項目】

①事業実績

②業務体制

③提案内容

- ・提案事業者について
- ・施設・設備の能力及び資源化処理体制
- ・資源化物及び残渣の取扱い

④スケジュール

⑤提示価格

⑥現地調査

⑦その他

(5) 審査結果

審査後、事務局はプロポーザル提案者に「プロポーザル評価結果通知書」を速やかに通知する。なお、審査内容についての問い合わせについては一切応じない。

6 契約手続き

(1) 契約手続き

「プロポーザル評価結果通知書」による通知後、優先交渉権者と協議の上、本業務委託仕様書の内容を確定させる。優先交渉権者と契約条件で合意に至らない場合、または本プロポーザル終了後、参加資格に虚偽が認められた等の場合は、次順位交渉権者と契約交渉を行う。契約は毎年度随意契約により当該年度の4月1日付で締結する。

(2) 優先交渉権

優先交渉権者は各年度の履行状況が良好な場合において、令和12年度までの台東区燃やさないごみの選別・資源化業務委託の優先交渉権を有することとする。

(3) 留意事項

台東区議会において本事業に関する各年度予算が議決された場合に限り契約締結を行うものとする。

7 留意事項

- (1) 提案は1社につき1案とし、複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 参加事業者が応募に要した費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 見積額が委託参考金額を超えていても、当該応募を無効としない。
- (4) 提出後の提案書等（見積書を含む）の修正及び変更は認めない。
- (5) 参加申込書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届出書（様式9）を事務局まで事前に連絡の上、郵送にて提出すること。
- (6) 本募集に関して提出された応募書類は一切返却しない。
- (7) 提出する電子ファイルは、マイクロソフト社 Office365®で読み込むことが可能なものとする。
- (8) 委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって優先交渉権者と区は、審査の結果、採択された企画提案に基づき委託業務の内容の詳細を別途協議・調整の上、契約内容を決定する。よって、提出書類による提案の内容や金額を一部変更して契約する場合がある。
- (9) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

8 問合せ・書類提出先（事務局）

台東区役所 環境清掃部 清掃リサイクル課（台東区役所 6 階⑤番窓口）

担当：石黒・戸部

住所：〒110-8615 台東区東上野 4-5-6

電話番号：03-5246-1018(直通)

FAX 番号：03-5246-1159

E-Mail：seisou@city.taito.tokyo.jp